

## 床下工事の次々販売の被害を多様な関係者の連携で早期解決に結び付けた事例（約200万円の既払い金はすべて返金！！）

80歳代、一人暮らし男性。精神疾患があり、社会福祉協議会(社協)の日常生活自立支援事業(金銭管理)を利用している。当該高齢者が見知らぬ男と一緒に郵便局へ出向き、約200万円を引き出してその場で(その男に)支払ったようだと言われ、郵便局職員から地域包括支援センター(包括)に連絡が入った。社協の金銭管理を利用している場合、金融機関での引き出しには社協の職員が同行することとなっているため、社協の職員をよく知る郵便局員がこの引き出しを不審に思い、包括へと(個人情報を含めて)つないだものである。情報を受けた包括は社協の権利擁護(金銭管理)担当者へ報告し、消費者被害の可能性が高いと判断、最終的には包括と社協の担当者が当該高齢者に同行して消費生活センターへの相談となった。

センターで聞き取りを進めた結果、半年前に250万円のシロアリ工事を施工した事業者は、今回は床下調湿工事(床下の湿気を取るための工事)、床下補強工事、ネズミ駆除(消毒)契約を、合計約200万円で締結させられるなど、次々販売の被害にあっていたことが判明。勧誘を断れない男性の優しさに付け込んでの契約だった。

センターあっせんの結果、クーリング・オフにて契約は解除、支払った約200万円は9回に分割されて全額返金されたことをセンターと社協で確認した。センターから事業者に対して、今後の勧誘はしないよう強く申し入れを行った。